

借金で困ったら 早めに相談窓口へ



相談事例

10年前から生活費の補てんをクレジットカードのキャッシングやサラ金で借りては返すことを続けていましたが、2年前に勤務先の事情で収入が急に減り、借金が膨らんでしまいました。最近業者から「年収制限があるので、もう貸付できない」と言われ、どうしたらよいのか困っています。

アドバイス

貸金業法では、年収の3分の1を超える新規借り入れを禁止しています。相談者はこれに該当するため債務整理が必要だと思われる。

債務整理の方法は

①法律の専門家（弁護士・司法書士）や裁判所に借金を分割して返済するよう業者と交渉してもらう

②裁判所に申し立てて一定の額を計画通りに返済することで残りの借金を免除してもらう

③財産を処分して免責許可決定をもらう

などの方法があります。

法律の専門家への依頼費用は、収入に応じて立替払いや分割払いが認められる制度もあります。

また、利息制限法を超える金利は無効となるので、引き直し計算をすれば元金を減らすことができます。場合もあります。

時間がたてば利息がかさみ、借金は増える一方です。なるべく早く消費生活相談窓口にご相談ください。

岩美町消費生活相談窓口

面談相談 毎週金曜日
午前9時～午後4時
岩美町役場 2階中会議室
(場所は変更になることがあります)
電話相談 毎週火～金曜日
午前9時～午後4時
☎73-1444

6月29日に大岩交流センターで 消費者問題出前講座を実施しました



講座では、大岩地区の老人クラブ会員28名が、「悪質商法撃退ソング」の合唱や、役場職員と相談員による「寸劇」により、消費者トラブルに巻き込まれないためのヒントを学びました。

◀出前講座の申し込みを受け付けています▶

内 容：消費者問題について

講 師：消費生活相談員

費 用：無料

実施日：金曜日（祝日を除く）

相談員の都合により、金曜日のみとなります。

問い合わせ先 総務課 ☎73-1411